

議案第111号

佐野市子ども・子育て会議条例の改正について

佐野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年12月1日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

佐野市子ども・子育て会議条例（平成25年佐野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第3条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第111号参考資料

佐野市子ども・子育て会議条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、佐野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、佐野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>